第9期
定時株主総会
招集ご通知

TerraDrone

日時

2025年4月30日（水曜日）
午前10時（受付開始　午前9時30分）

場所

東京都渋谷区道玄坂 一丁目21番1号
渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス ４Ｄ

決議事項

議　案　　監査役2名選任の件

TerraDrone株式会社

証券コード　278A

証券コード　278A
2025年４月15日
（電子提供措置の開始日　2025年４月８日）

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
東建インターナショナルビル３階
Terra Drone株式会社
代表取締役社長 **徳重　徹**

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第９期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

　当社ウェブサイト
　https://terra-drone.net/ir/ir-library/meeting/

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

　東京証券取引所ウェブサイト
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。
　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使のご案内」を参照いただき、2025年４月28日（月曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

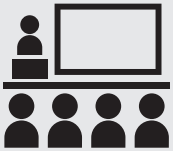
記

1．日　　時	**2025年４月30日（水曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）**
2．場　　所	**東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号 渋谷ソラスタ ４階** **渋谷ソラスタコンファレンス ４Ｄ**
3．会議の目的事項	**報告事項**　1. 第９期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第９期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項　議　　案**　監査役２名選任の件

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
◎本株主総会終了後、同会場において「IR説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様におかれましては引き続きご参加くださいますようご案内申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 2025年４月30日（水曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2025年４月28日（月曜日）午後６時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年４月28日（月曜日）午後６時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

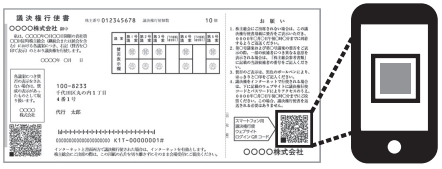
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限　2025年４月28日（月曜日）午後６時まで

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意事項

- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコンやスマートフォンによるインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

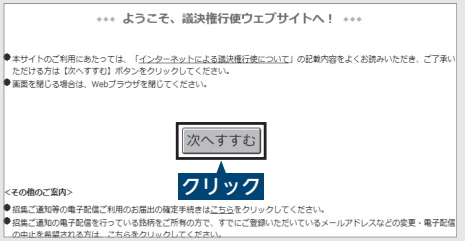
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031　9：00～21：00

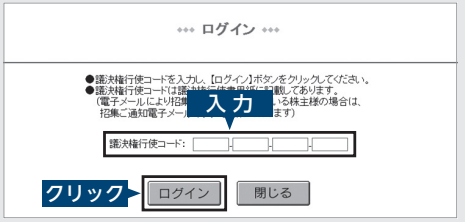
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



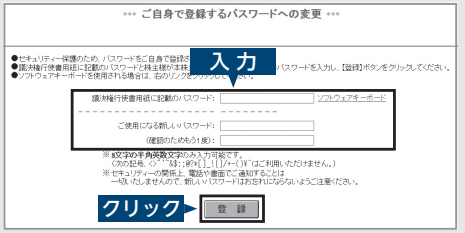
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「登録」**をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議　　案　監査役２名選任の件

監査役　児島　和子氏、遠藤　康彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、改めて監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	おおたに　よしふみ 大谷　美文 (1958年11月15日生) 社外 独立役員	1983年３月　関西学院大学　経済学部　卒業 1983年４月　株式会社日本交通公社（現　株式会社JTB）入社 1994年３月　慶應義塾大学　経営学修士（MBA）取得 2008年11月　株式会社JTBメディアリテーリング　代表取締役社長 2021年３月　株式会社JTBメディアリテーリング及び株式会社JTB退社 2021年８月　東急ホテルズ＆リゾーツ株式会社　シニアアドバイザー（現任） （重要な兼職） なし	―
	【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年事業会社の経営にも携わってこられ、事業会社の成長に必要なガバナンス、倫理観を豊富に有しており、当社の成長フェーズにあった判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、監査役としての職務を適切に遂行できることを期待し新任社外監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任	檜田（ひだ）　和毅（かずき） (1984年8月28日生) 社外 独立役員	2007年12月　有限責任監査法人トーマツ　入所 2011年５月　有限責任監査法人トーマツ　退所 2011年６月　サンダーバード国際経営大学院　入学 2012年12月　サンダーバード国際経営大学院　卒業 2013年１月　檜田公認会計士事務所　入所 2016年６月　税理士法人ヒダ（現シェルパ税理士法人）設立 パートナー（現任） 2016年12月　AI inside株式会社　取締役CFO 2019年11月　アドミシェア株式会社　代表取締役（現任） （重要な兼職） シェルパ税理士法人 パートナー アドミシェア株式会社 代表取締役	―
	【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士、税理士として長年企業等の会計監査業務に携わってこられ、財務及び会計に関する高度な知識や経験を有しておられます。また、他の上場企業の取締役CFOとして多面的な企業経営の知見を深めておられます。監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、監査役としての職務を適切に遂行できることを期待し、新任社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．大谷美文氏、檜田和毅氏は社外監査役候補者であります。
３．大谷美文氏、檜田和毅氏が監査役に選任された場合、会社法第427条第１項及び当社定款の定めに基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失が無いときは、法令が規定する最低限度額を限度とする契約を両氏と締結する予定であります。
４．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、大谷美文氏、檜田和毅氏が監査役に選任された場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
５．当社は、大谷美文氏、檜田和毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する旨を、同取引所に届け出る予定でおります。

以　上

事業報告（2024年２月１日から2025年１月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2024年２月１日～2025年１月31日）におけるわが国経済は、大幅な円安によるインバウンド需要の増加や雇用環境の改善に伴い緩やかに回復が進む一方で、食料・光熱費などの生活必需品を筆頭に消費者物価の上昇などが影響し、個人消費は鈍い動きに留まっています。また、米国大統領選挙の影響や中国経済の停滞、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の緊張感の高まりなどの地政学リスクにより不安定な国際情勢が続いており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような経営環境の中、当社グループは、2024年11月に東京証券取引所グロース市場に上場を果たし、「Unlock "X" Dimensions（異なる次元を融合し、豊かな未来を創造する)」というコーポレートミッションのもと、ドローンサービスプロバイダーとして、インフラの社会的な課題の解決を目指し、ハード、ソフト、サービスの開発、提供を行っております。産業用ドローンを活用して社会問題の解決を目指す「ドローンソリューションセグメント」、ドローンの運航管理システムであるUTMプラットフォームの構築を通じて空のインフラ整備を目指す「運航管理セグメント」の２つのセグメントにて事業を推進しております。

以上の結果、売上高は前年同期（2023年２月１日～2024年１月31日）に対し、1,472百万円増（49.7％増）の4,435百万円となりました。

セグメント別では、前年新規設立のTerra Drone Arabia for Dronesの測量・点検事業の好調な成長が牽引し「ドローンソリューションセグメント」が3,807百万円、前年期中に連結子会社化したUnifly NVの数値取込の通年化により「運航管理セグメント」が628百万円となっております。

また、事業拡大に伴う人件費や上場準備費用等の増加によって、営業損失は384百万円減の△627百万円、子会社貸付金に対する貸倒引当金の認識等によって、税金等調整前当期純損失は365百万円減の△688百万円、当期純損失は223百万円減の△636百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は120百万円減の△474百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は、890百万円となりました。主な要因は、PT. Terra Drone Indonesiaの農業事業拡大のための投資237百万円、Terra Drone Agri SDN. BHD.及びTerra Drone Arabia for Dronesの事業開始のための投資212百万円、自社利用のソフトウェア開発のための投資177百万円であります。

③ 資金調達の状況

2024年11月29日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額2,497百万円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2024年２月15日をもってAloft Technologies, Inc.の発行済株式の35.3％を取得し、持分法適用会社としております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第６期 (2022年１月期)	第７期 (2023年１月期)	第８期 (2024年１月期)	第９期 (当連結会計年度) (2025年１月期)
売上高 (千円)	―	1,949,350	2,963,323	4,435,568
経常損失(△) (千円)	―	△855,397	△111,024	△606,299
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	―	△1,111,632	△353,868	△474,800
１株当たり当期純損失(△) (円)	―	△148.42	△46.60	△56.73
総資産 (千円)	―	6,125,671	7,132,845	8,930,662
純資産 (千円)	―	4,516,362	5,045,016	7,144,980
１株当たり純資産 (円)	―	△167.81	△233.76	722.61

(注) １．第６期以前は連結計算書類を作成しておりませんでしたので、記載しておりません。
２．当社は2024年７月25日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会　社　の　名　称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合
Terra Inspectioneering B.V.	オランダ	13,046千円	ドローンを活用した点検事業	100.0%
Unifly NV	ベルギー	1,354,098千円	ドローンの運航管理システムの開発及び運用事業	51.0%
PT. Terra Drone Indonesia	インドネシア	1,405,365千円	ドローンを活用した測量点検農業関連事業	99.9%
Terra Drone Agri SDN. BHD.	マレーシア	201,805千円	ドローンを活用した農業関連事業	100.0%
Terra Drone Arabia for Drones	サウジアラビア	144,669千円	ドローンを活用した測量点検事業	100.0%
Terra Global株式会社	東京都渋谷区	500千円	ドローン事業及びドローン事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる事業活動の支配及び管理	51.0%

(4) 対処すべき課題

現在、当社グループはサービス、ハード、ソフトを中心にドローン事業を展開しておりますが、主に、ハード販売に過度に依存しない収益構成を目指しており、今後カスタマーサクセス等リカーリング収益の拡大に注力するとともに、線形の成長モデルから、底堅い新規事業を展開することを目指しております。具体的には以下４点を主な経営課題と認識し着手してまいります。

① Challenge the global again
② カルチャーの浸透
③ 権限委譲の加速
④ 経営管理体制の強化

① Challenge the global again

当社グループは創業時から海外におけるM＆Aを通じて新規事業領域を開拓してまいりました。その結果、国内外でのドローンビジネスにかかわる情報や人脈を張り巡らし、スピーディな意思決定が可能な体制になっております。今後も一層海外市場を開拓するスピリットを維持しながら、グローバルでナンバーワンを取るための体制作りが必要と認識しております。

② カルチャーの浸透

当社グループは「Unlock X Dimensions」をミッションに掲げ、カルチャー、組織、人財を大切にしてまいりました。また、以下４つの「Terra Way」を定め、役職員のアクションや考え方の拠り所としており、今後組織が拡大して行くことを見据えカルチャーの浸透を進めて行く所存です。

・Challenge as Global No.1
・Center Pin Speed
・Ownership & Grit
・Inspire &Inspired

③ 権限委譲の加速

今後の国内外における事業拡大に向けて、上記カルチャーの浸透を推し進めながらも、部門長、リーダーらへの権限委譲を積極的に推し進める必要性を認識し、責任と権限を明確にして組織運営してまいります。

④ 経営管理体制の強化

当社グループは、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令順守の徹底に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2025年１月31日現在)

事業区分	事業内容
ドローンソリューションセグメント	産業用ドローンを活用して社会問題の解決を目指す事業
運航管理セグメント	ドローンの運航管理システムであるUTMプラットフォームの構築を通じて空のインフラ整備を目指す事業

(6) 主要な営業所 (2025年１月31日現在)

名　称	所在地
本社	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
Terra Inspectioneering B.V.	Voltaweg 11a 4382 NG, Vlissingen, Nederland
Unifly NV	Antwerp Airport Business Center, Luchthavenlei 7A, 2100 Antwerp, Belgium
PT. Terra Drone Indonesia	Jalan Lieutenant General Suprapto 160 A Block A 2-3, RT.1/RW.2, Cemp. Baru, Kemayoran District, Central Jakarta City, Special Capital Region of Jakarta 10640
Terra Drone Agri SDN. BHD.	E-2-5, Pusat Komersil Parklane, Jalan SS 7/26
Terra Drone Arabia for Drones	3071 Anas Bin Malik, 8250 Al Malqa Dist, Riyadh, Kingdom of Saudi Arabia
Terra Global株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

(7) 使用人の状況 (2025年１月31日現在)

セグメントの名称	使用人数(名)
ドローンソリューションセグメント	511(4)
運航管理セグメント	52(1)
全社（共通）	65(5)
合計	628(10)

(注) １．使用人数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であります。
２．臨時雇用者数（国内のパートタイマー及び嘱託契約の従業員並びにインターン）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
３．全社（共通）と記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	553,585千円
株式会社国際協力銀行	10,000千円
株式会社みずほ銀行	6,927千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2025年１月31日現在）

（1）発行可能株式総数 32,600,000株
（2）発行済株式の総数 9,319,700株
（3）株主数 3,640名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
テラ株式会社	3,845,200株	41.25%
徳重徹	1,345,700株	14.43%
SAUDI ARAMCO ENTREPRENEURSHIP VENTURES COMPANY LIMITED	484,000株	5.19%
三井物産株式会社	351,400株	3.77%
SBI4&5投資事業有限責任組合	224,200株	2.40%
VLI－SAベンチャーファンド２号投資事業責任組合	153,000株	1.64%
ナントCVC2号投資事業有限責任組合	130,900株	1.40%
野村證券株式会社	129,800株	1.39%
SBI4&5投資事業有限責任組合２号	127,300株	1.36%
ファーストブラザーズ株式会社	110,900株	1.19%

（注）１．当社は、自己株式を保有しておりません。
２．2024年11月29日付の公募増資により、発行済株式総数は1,155,000株増加しました。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第３回有償新株予約権	第５回有償新株予約権
発行決議の日	2021年８月29日	2022年５月31日
新株予約権の数	1,917個	405個
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社従業員　４名 当社外部協力者　５名	当社取締役　１名 当社従業員　３名
目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　191,700株	普通株式　40,500株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	2,320.78円	2,890.36円
新株予約権の行使価格	2,290円	2,846円
新株予約権の行使期間	2021年10月１日　～ 2031年９月30日	2024年５月31日　～ 2032年５月31日

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第14回(1)無償新株予約権	第14回(2)無償新株予約権	第14回(3)無償新株予約権
発行決議の日	2024年５月15日	2024年６月14日	2024年７月５日
新株予約権の数	435個	226個	31個
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　44名	当社従業員　18名 当社子会社従業員　９名	当社従業員　２名
目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　43,500株	普通株式　22,600株	普通株式　3,100株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	3,019円	3,019円	3,019円
新株予約権の行使価格	3,019円	3,019円	3,019円
新株予約権の行使期間	2026年５月16日　～ 2034年５月15日	2026年６月15日　～ 2034年６月14日	2026年７月６日　～ 2034年７月５日

	第15回有償新株予約権	第16回無償新株予約権
発行決議の日	2024年７月５日	2024年７月５日
新株予約権の数	12個	38個
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　１名	当社従業員　　４名
目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　1,200株	普通株式　3,800株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	3,078.49円	3,019円
新株予約権の行使価格	3,019円	3,019円
新株予約権の行使期間	2026年７月６日　～ 2034年７月５日	2026年７月６日　～ 2034年７月５日

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

	第17回有償新株予約権
発行決議の日	2024年７月５日
新株予約権の数	5,000個
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名
目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　500,000株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	3,078.49円
新株予約権の行使価格	3,019円
新株予約権の行使期間	2025年５月１日　～ 2035年４月30日

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	徳重　徹	Terra Global㈱　代表取締役 Terra Charge㈱　代表取締役 Unifly NV　取締役
取締役	関　鉄平	管理担当役員 Terra Global㈱　取締役 Terra Drone Agri SDN. BHD.　取締役 PT. Terra Drone Indonesia Komisaris
取締役	神取弘太	事業・開発担当役員 Terra Drone Arabia for Drones　代表取締役 Terra Drone Agri SDN. BHD.　取締役 PT. Terra Drone Indonesia　取締役 Terra Inspectioneering B.V.　取締役
取締役	深田啓介	エンジェルナビ㈱　代表取締役 スターフェスティバル㈱　取締役
取締役	前田信敏	NV Ventures㈱　代表取締役 八楽㈱　監査役
監査役	児島和子	Terra Global㈱　監査役
監査役	遠藤康彦	㈱レイシャス　監査役
監査役	徳本尚子	㈱コマースロボティクス　監査役

(注) 1．取締役深田啓介氏及び前田信敏氏は、社外取締役であります。
2．監査役児島和子氏、遠藤康彦氏及び徳本尚子氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役深田啓介氏及び前田信敏氏、監査役児島和子氏、遠藤康彦氏及び徳本尚子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役遠藤康彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役徳本尚子氏の戸籍上の氏名は、高嶋尚子であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役・監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと、又は他の者に利益を供与したことに起因する損害等は塡補の対象としないこととしております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値向上に繋がるような役員報酬制度を検討し、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会で定めております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、あらかじめ任意の指名・報酬委員会にて社外役員による諮問を受けたうえで取締役会にて決議していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ａ　基本方針

取締役の報酬は月額報酬のみで構成しており、月額報酬については役位ごとの役割、責任、貢献度等に基づき、それぞれ支給することとしております。経営の監督機能を担う社外取締役及び監査役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、固定の月額報酬のみを支給しております。

ｂ　報酬水準の考え方

当社の役員報酬水準は、同規模又は同業他社の水準を参考にしたうえで、当社従業員の給与水準とのバランスを踏まえながら検討しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬総額は、2024年４月30日開催の第８期定時株主総会において、取締役５名について年額100百万円以内で決議しております。また、当社監査役の監査役報酬総額は、2024年４月30日開催の第８期定時株主総会において、監査役３名について年額600万円以内と決議しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	21,058 (2,400)	21,058 (2,400)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
監査役 （うち社外監査役）	6,000 (6,000)	6,000 (6,000)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名	区分	重要な兼職の状況	当該他の法人等との関係
深　田　啓　介	取締役	エンジェルナビ㈱　代表取締役 スターフェスティバル㈱　取締役	重要な取引その他の開示すべき関係はありません。
前　田　信　敏	取締役	NV Ventures㈱　代表取締役 八楽㈱ 監査役	重要な取引その他の開示すべき関係はありません。
児　島　和　子	監査役	Terra Global㈱　監査役	重要な取引その他の開示すべき関係はありません。
遠　藤　康　彦	監査役	㈱レイシャス　監査役	重要な取引その他の開示すべき関係はありません。
徳　本　尚　子	監査役	㈱コマースロボティクス　監査役	重要な取引その他の開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	深　田　啓　介	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、ファイナンス分野に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案審議等に適宜発言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会５回中４回に出席し、社外取締役に期待される客観的な意見を述べるとともに、役割・責務を十分に発揮しております。
取締役	前　田　信　敏	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、スタートアップ領域における事業成長に対する幅広い知見と理解に基づき、議案審議等に適宜発言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会５回全てに議長として出席し、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
監査役	児　島　和　子	当事業年度開催の取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席し、任意の指名・報酬委員会並びにリスク・コンプライアンス委員会５回全てに出席しております。それらの会議体においても、社外監査役に期待されるけん制機能やガバナンスに対する経験、知見に基づき、議案審議等に適宜発言を行うなど、役割・責務を十分に発揮しております。
監査役	遠　藤　康　彦	当事業年度開催の取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席し、任意の指名・報酬委員会５回全てに出席しております。それらの会議体において、会計士としての知識や経験等に基づき、社外監査役に期待される議案審議等に適宜発言を行うなど、役割・責務を十分に発揮しております。
監査役	徳　本　尚　子	当事業年度開催の取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席し、任意の指名・報酬委員会５回全てに出席しております。それらの会議体において、弁護士としての法律知識や経験等に基づき、社外監査役に期待される議案審議等に適宜発言を行うなど、役割・責務を十分に発揮しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人の解任又は不再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に勘案し、検討を行います。その結果、解任又は不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

6 内部統制システムの整備及び運用状況

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
(2) 取締役会は、内部統制システムの基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
(3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
(4) 監査役は、監査役会で定めた監査方針・計画のもと、取締役の職務執行の適正性を監査する。
(5) 代表取締役社長は、財務報告に係る内部統制の統括責任者を任命し、財務報告に係る内部統制システムを整備し運用する体制構築を行う。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。
(6) 当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

【上記体制の運用状況】

監査役は取締役会の他、重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じて、取締役の意思決定過程の監査を行い、執行役員との随時の面談、三様監査意見交換会での監査法人や内部監査との連携を含む監査活動を通じて、取締役の職務執行の監査を行っています。

・当社では様々なバックグラウンドをもつ２名の社外取締役を選任し、専門的な知見を経営及び業務執行の監督に活用しています。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

【上記体制の運用状況】

株主総会・取締役会の議事録、経営や業務執行に関わる重要な情報については、適時適切に記録を作成し、クラウドサーバーにて適切なアクセス制御のもと管理し、定められた期間保存しています。又、社内規程は法令の改正等のタイミングで適時に見直し、適切な業務遂行が確保されるべく常に改善しています。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
（2）取締役は、情報システムを利用して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

【上記体制の運用状況】

取締役会は、月１回の定例会の他必要に応じて随時開催しています。当社ではクラウドシステムを利用した情報管理や業務処理がスタンダードであり、目的に沿ったシステムを適切に利用して効率的に業務が推進されています。

4．当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）取締役、執行役員及び使用人（以下、役職員）がコンプライアンスの徹底を実践できるように「Terra Drone Group行動指針」を定める。
（2）代表取締役社長は、コンプライアンス管理の統括責任者として、コンプライアンス管理を実施する組織を設置し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
（3）コンプライアンス上の問題発生時には、上記にて設置した組織にて調査・協議等必要な対応を行う。
（4）内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するとともに、各種研修の実施等を通じて役職員の意識徹底に努める。
（5）代表取締役社長は、関係会社の管理について関係会社管理規程を定め、統括責任者を任命する。統括責任者は、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

【上記体制の運用状況】

当社では年２回社員総会を開催し、当社の行動基準であるTerra Wayの浸透を図るとともに、稟議へのコメントなど日常業務における様々なコミュニケーションを通じてコンプライアンス意識の向上に努めています。又、全役職員対象のインサイダー取引規制に関する研修やコンプライアンス研修を定期的に実施し、法令等の改正にも即応できる体制としています。

代表取締役社長が議長となるリスク・コンプライアンス委員会を３ケ月毎に定例開催するとともに必要に応じて開催し、社内通報制度の運用状況、風評チェック結果の確認、経営及び事業における重要なリスク事象の把握と対策の検討を実施しています。

関係会社の管理については、経営管理部内に海外子会社管理担当者を３名置き子会社における職務執行のモニタリングを実施しています。

5．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）代表取締役社長は、リスク管理の統括責任者として、リスクを包括的に管理する組織を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

（2）リスク管理を円滑にするために、リスク・コンプライアンス規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

（3）代表取締役社長は、内部監査担当者を任命し、定期的に内部監査を実施させる。内部監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長の指示の下、各部門で対策を実行する。

【上記体制の運用状況】

当社は分権型経営を実施し職務権限規程に従って適時適切に稟議され、事業・開発部門と管理部門の連携による包括的なリスク管理を行っています。又、代表取締役社長が議長となっている経営会議において、取締役及び執行役員間で各事業等のリスク、対応策及び残余リスクについて共有し、グループ全体の損失危険を適切なレベルまで低減する施策を検討しています。

代表取締役社長直属に内部監査担当者２名（専任１名、兼任１名）を配置し、年間計画に基づいた包括的な内部監査を当社及び重要な子会社を対象として実施させており、重大な損失リスク等が発見された場合には直ちに報告される体制となっています。

6．監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

（2）補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

【上記体制の運用状況】

監査役会との協議に基づき2025年1月末現在、経営管理部所属の１名を兼務にて監査役スタッフとして、監査役の職務の補助に当たらせています。

当該職務の実施については取締役の指揮命令を受けていません。

7．監査役設置会社の役職員の監査役への報告及び子会社役職員の親会社監査役への報告に関する体制

（1）監査役は、取締役会の他、業務執行の重要な会議へ出席し、当社の財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項について報告を受ける。
（2）役職員は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
（3）役職員は、当社の財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性のある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
（4）子会社役職員は当該子会社の財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性のある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、親会社に報告し、報告を受けた役職員は、監査役に報告する。

【上記体制の運用状況】

・監査役は会社に重大な影響を及ぼすおそれのある問題が発生した際には、経営管理部長より速やかに報告を受けるほか、取締役会及びその諮問委員会、社長との定期的な面談や社外取締役及び社内取締役との意見交換会、監査法人・内部監査担当者との定例会議などにおける情報共有・意見交換を通じて情報収集に努めています。
・常勤監査役はリスク・コンプライアンス委員会への出席、取締役、執行役員、管理部門職員との随時の面談、重要書類の閲覧等を通じ、日々経営執行の状況について情報収集/調査に努め、監査役会で報告するほか書面でも社外監査役に情報共有しています。
・監査役は海外子会社を訪問し、各社経営陣や現地会計監査人とも意見交換するなどして、関係会社の管理状況についても能動的に情報収集を行っています。
上記のとおり、当社では経営上の重要事項がグローバルベースで適時適切に監査役に報告される環境を整備し、実効的に運用しています。

8．監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びその子会社の役職員に周知徹底する。

【上記体制の運用状況】

監査役への報告を行ったことについて不利な取扱いが行われることがないように、リーダーMTG等職制を通じて周知しています。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【上記体制の運用状況】

監査役の職務の執行に関する費用等の内、海外往査費用、定例監査役会開催会議室利用料、交通費及びその他研修受講費用は期初に予算化し申請することによって速やかに処理されています。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

（2）監査役は、会計監査人及び内部監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

【上記体制の運用状況】

監査役会と代表取締役社長との面談、三様監査意見交換会を３ケ月毎に実施しています。

又、監査役３名の内、１名は公認会計士、１名は弁護士であり、その専門性により監査の実効性を高めています。

連結計算書類

連結貸借対照表

（2025年１月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**6,185,537**
現金及び預金	4,145,633
売掛金及び契約資産	953,052
商品及び製品	204,876
仕掛品	12,971
原材料及び貯蔵品	268,561
その他	625,911
貸倒引当金	△25,469
固定資産	**2,745,125**
有形固定資産	**937,184**
建物附属設備	25,113
減価償却累計額	△20,544
建物附属設備（純額）	4,568
機械装置及び運搬具	476,925
減価償却累計額	△63,452
機械装置及び運搬具（純額）	413,473
工具、器具及び備品	640,476
減価償却累計額	△312,924
工具、器具及び備品（純額）	327,552
使用権資産	283,462
減価償却累計額	△103,465
使用権資産（純額）	179,996
建設仮勘定	11,594
無形固定資産	**446,991**
ソフトウェア	433,328
その他	13,663
投資その他の資産	**1,360,949**
投資有価証券	1,243,062
繰延税金資産	10,347
その他	147,623
貸倒引当金	△40,085
資産合計	**8,930,662**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**1,172,931**
買掛金	232,801
短期借入金	10,000
１年内返済予定の長期借入金	129,946
未払法人税等	54,839
契約負債	308,524
有給休暇引当金	46,997
リース債務	101,039
その他	288,782
固定負債	**612,750**
長期借入金	430,566
繰延税金負債	8,363
退職給付に係る負債	20,893
リース債務	98,765
その他	54,160
負債合計	**1,785,682**
（純資産の部）	
株主資本	**6,515,555**
資本金	1,348,554
資本剰余金	6,979,675
利益剰余金	△1,812,673
その他の包括利益累計額	**218,932**
その他有価証券評価差額金	15,774
退職給付に係る調整累計額	605
為替換算調整勘定	202,553
新株予約権	**38,781**
非支配株主持分	**371,710**
純資産合計	**7,144,980**
負債純資産合計	**8,930,662**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2024年２月１日から2025年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**4,435,568**
売上原価	**2,143,965**
売上総利益	**2,291,602**
販売費及び一般管理費	**2,918,762**
営業損失（△）	**△627,159**
営業外収益	
受取利息	24,599
雑収入	14,004
補助金収入	107,362
保険金収入	30,388
為替差益	23,216
その他	56,355
営業外収益合計	**255,926**
支払利息	24,760
持分法による投資損失	151,577
上場関連費用	36,483
その他	22,245
営業外費用合計	**235,067**
経常損失（△）	**△606,299**
特別利益	
固定資産売却益	8,771
特別利益合計	**8,771**
特別損失	
固定資産除却損	24,112
事業譲渡関連損	62,900
その他	4,342
特別損失合計	**91,355**
税金等調整前当期純損失（△）	**△688,883**
法人税、住民税及び事業税	41,069
法人税等還付税額	△86,433
法人税等調整額	△6,907
法人税合計	**△52,271**
当期純損失（△）	**△636,612**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	**△161,811**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	**△474,800**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2024年２月１日から2025年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	99,999	5,731,127	△1,337,873	4,493,253
当期変動額				
新株の発行	1,248,555	1,248,555		2,497,110
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△474,800	△474,800
連結子会社株式取得による持分の増減		△7		△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	1,248,555	1,248,547	△474,800	2,022,301
当期末残高	1,348,554	6,979,675	△1,812,673	6,515,555

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	12,080	△991	28,100	39,190	8,965	503,606	5,045,016
当期変動額							
新株の発行							2,497,110
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△474,800
連結子会社の株式取得による持分の増減							△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,693	1,596	174,452	179,742	29,816	△131,895	77,662
当期変動額合計	3,693	1,596	174,452	179,742	29,816	△131,895	2,099,964
当期末残高	15,774	605	202,553	218,932	38,781	371,710	7,144,980

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

8社

主要な会社等の名称

Terra Global株式会社

PT. Terra Drone Indonesia

Terra Inspectioneering B.V.

Terra Drone Arabia for Drones

Terra Drone Agri SDN. BHD.

Unifly NV

（2）持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数

1社

主要な会社等の名称

Aloft Technologies, Inc.

Aloft Technologies, Inc.については、新たに株式を取得したことから、当連結事業年度より持分法適用の範囲に含めております。

（3）連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（4）会計方針に関する事項

1重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

c 関係会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
機械装置及び運搬具	2～8年
工具、器具及び備品	4～12年

無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年

使用権資産

国際財務報告基準を適用している子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」）を適用しております。これによりリースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法を採用しております。

３重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　　金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

有給休暇引当金　一部の海外子会社において、将来の休暇につき、従業員が給与を受け取れる権利を行使する可能性が高いと認められる見積り額を計上しております。

４退職給付にかかる会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

５重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはドローンソリューションプロバイダーとしてドローンの販売、ドローンを活用した関連サービスの提供を主な事業としております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①　製品の販売

主に自社開発レーザードローンTerra Lidarシリーズの販売及び外部から仕入れたドローンの販売を行っており、製品を顧客に提供することを履行義務としております。当該履行義務は製品が顧客に検収された時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

②　サービスの提供

主にドローンを使用した測量サービス、点検サービス、農薬散布サービス及び運航管理システム(UTM)関連のサービスを提供しており、これらのサービスの提供については、主に測量結果、点検結果、農薬散布結果及び開発結果といった成果物を顧客に提供することを履行義務としております。当該履行義務は顧客が成果物を検収した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

６重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

７のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、７年にわたり定額法により償却しております。

2．会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の評価

（1）当連結事業年度の連結計算書類に計上した該当金額

投資有価証券　1,243,062千円

持分法による投資損失　151,577千円

（2）識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、業務提携及び投資育成を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っております。

非上場株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに減損処理を行いますが、回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。

超過収益力が当連結事業年度末において維持されているか否かを評価する際には、個別投資先ごとに入手し得る直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

②主要な仮定

非上場株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

③翌連結事業年度の連結計算書類に与える影響

これらの投資有価証券の評価においては、投資先の経済環境の変化等により、投資有価証券評価損を計上する可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　500,387千円

（2）保証債務　553,585千円

連結子会社におけるJOIN(海外交通・都市開発事業支援機構)からの借入金に対して、債務保証を行っております。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　9,319,700株

（2）当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

	第２回有償新株予約権	第３回有償新株予約権	第３回無償新株予約権
目的となる株式の種類	普通	普通	普通
目的となる株式の数	350,000	188,700	12,500
新株予約権の残高	3,500	1,887	125

	第４回無償新株予約権	第５回有償新株予約権	第５回無償新株予約権
目的となる株式の種類	普通	普通	普通
目的となる株式の数	194,500	31,500	20,600
新株予約権の残高	1,945	315	206

	第６回無償新株予約権	第７回無償新株予約権	第９回有償新株予約権
目的となる株式の種類	普通	普通	普通
目的となる株式の数	9,000	16,100	22,700
新株予約権の残高	90	161	227

	第10回無償新株予約権(１)	第10回無償新株予約権(２)	第10回無償新株予約権(３)
目的となる株式の種類	普通	普通	普通
目的となる株式の数	56,700	2,200	1,500
新株予約権の残高	567	22	15

	第10回無償新株予約権(４)	第11回有償新株予約権(１)	第11回有償新株予約権(２)
目的となる株式の種類	普通	普通	普通
目的となる株式の数	54,500	1,500	2,000
新株予約権の残高	545	15	20

	第12回無償新株予約権(１)	第12回無償新株予約権(２)	第12回無償新株予約権(３)
目的となる株式の種類	普通	普通	普通
目的となる株式の数	7,200	2,500	2,100
新株予約権の残高	72	25	21

	第13回無償新株予約権	第14回無償新株予約権(１)	第14回無償新株予約権(２)
目的となる株式の種類	普通	普通	普通
目的となる株式の数	42,900	41,900	22,600
新株予約権の残高	429	419	226

	第14回無償新株予約権(３)	第15回有償新株予約権	第16回無償新株予約権
目的となる株式の種類	普通	普通	普通
目的となる株式の数	3,100	1,200	3,800
新株予約権の残高	31	12	38

	第17回有償新株予約権
目的となる株式の種類	普通
目的となる株式の数	500,000
新株予約権の残高	5,000

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則短期的な預金等に限定しておりますが、一時的な余裕資金は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は、外貨建MMFと業務上の関係を有する企業の株式であり、外貨建MMFは安全性と流動性の高い金融商品でありますが、為替変動のリスクに晒されております。また業務上の関係を有する企業の株式は、発行体の財務状況等により価値が変動するリスクに晒されています。

営業債務である買掛金はほとんど１年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	23,566	23,566	―
資産計	23,566	23,566	―
(1) 長期借入金 (１年以内返済予定を含む)	560,512	519,071	△41,441
(2) リース債務	199,804	163,652	△36,152
負債計	760,316	682,723	△77,593

(注１)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注２) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	金額
関係会社株式(非上場株式)	956,999
非上場株式	262,497

(注３) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,145,633	―	―	―
売掛金及び契約資産	953,052	―	―	―
合計	5,098,686	―	―	―

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	129,946	123,019	123,019	123,019	61,509	―
リース債務	103,336	44,281	14,822	14,822	14,822	7,720

（3）金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	23,566	—	23,566
資産計	—	23,566	—	23,566

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金 （一年内返済予定含む）	—	519,071	—	519,071
リース債務	—	163,652	—	163,652
負債計	—	682,723	—	682,723

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

その他有価証券の内訳は、外貨建MMＦとなります。外貨建MMＦの時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される金利で割り引いて計算する方法によって算出しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計を新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル２の時価に分類しております。

６．収益認識に関する注記

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	ドローンソリューションセグメント	運航管理セグメント	計
顧客との契約から生じる収益	3,807,247	628,321	4,435,568
製品の販売	1,587,886	―	1,587,886
サービスの提供	2,219,360	628,321	2,847,681
その他の収益	―	―	―
外部顧客への売上高	3,807,247	628,321	4,435,568

（２）収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（４）会計方針に関する事項　５重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（３）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	642,354
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	786,414
契約資産（期首残高）	12,398
契約資産（期末残高）	166,637

7．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産　722円61銭

（２）１株当たり当期純損失　56円73銭

（注）当社は2024年７月25日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

計算書類

貸借対照表

（2025年１月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**3,807,655**
現金及び預金	3,304,754
売掛金及び契約資産	119,474
商品及び製品	143,019
仕掛品	12,971
原材料及び貯蔵品	102,639
前渡金	23,142
前払費用	56,914
その他	46,246
貸倒引当金	△1,507
固定資産	**4,110,474**
有形固定資産	**175,604**
建物附属設備	3,844
減価償却累計額	△3,844
建物附属設備（純額）	0
車両運搬具	3,387
減価償却累計額	△1,817
車両運搬具（純額）	1,569
工具、器具及び備品	278,372
減価償却累計額	△113,231
工具、器具及び備品（純額）	165,140
建設仮勘定	8,894
無形固定資産	**91,599**
商標権	3,454
ソフトウェア	88,145
投資その他の資産	**3,843,269**
投資有価証券	286,063
関係会社株式	3,100,188
関係会社長期貸付金	1,356,889
繰延税金資産	4,205
その他	145,147
貸倒引当金	△1,049,225
資産合計	**7,918,130**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**418,036**
買掛金	33,320
未払金	71,447
未払法人税等	44,673
短期借入金	10,000
１年内返済予定の長期借入金	6,927
リース債務	2,296
契約負債	234,240
預り金	10,550
その他	4,580
固定負債	**1,287**
リース債務	1,287
負債合計	**419,324**
（純資産の部）	
株主資本	**7,455,451**
資本金	1,348,554
資本剰余金	6,993,662
資本準備金	4,563,947
その他資本剰余金	2,429,714
利益剰余金	△886,765
繰越利益剰余金	△886,765
評価・換算差額等	**4,572**
その他有価証券評価差額金	4,572
新株予約権	38,781
純資産合計	**7,498,805**
負債純資産合計	**7,918,130**

損益計算書

（2024年２月１日から2025年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**1,947,768**
売上原価	**905,067**
売上総利益	**1,042,700**
販売費及び一般管理費	**1,333,397**
営業損失（△）	**△290,696**
営業外収益	
受取利息	22,822
為替差益	7,379
補助金収入	69,834
保険金収入	30,388
雑収入	14,008
営業外収益合計	**144,433**
営業外費用	
支払利息	274
上場関連費用	36,483
その他営業外費用	4,285
営業外費用合計	**41,043**
経常損失（△）	**△187,306**
特別利益	
固定資産売却益	544
特別利益合計	**544**
特別損失	
固定資産除却損	24,222
貸倒引当金繰入額	334,621
特別損失合計	**358,844**
税引前当期純損失（△）	**△545,605**
法人税、住民税及び事業税	36,664
法人税等還付税額	△86,433
法人税等調整額	△6,224
法人税等合計	**△55,992**
当期純損失（△）	**△489,612**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　2024年2月1日　至　2025年1月31日

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	99,999	3,315,392	2,429,714	5,745,107	△397,152	△397,152	5,447,954
当期変動額							
新株の発行	1,248,555	1,248,555		1,248,555			2,497,110
当期純損失（△）					△489,612	△489,612	△489,612
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,248,555	1,248,555	—	1,248,555	△489,612	△489,612	2,007,497
当期末残高	1,348,554	4,563,947	2,429,714	6,993,662	△886,765	△886,765	7,455,451

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	12,080	12,080	8,965	5,469,000
当期変動額				
新株の発行				2,497,110
当期純損失（△）				△489,612
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,508	△7,508	29,816	22,308
当期変動額合計	△7,508	△7,508	29,816	2,029,805
当期末残高	4,572	4,572	38,781	7,498,805

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

c 関係会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～12年

無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア	5年

（3）引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（4）外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（5）主な収益及び費用の計上基準

約束した財やサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財やサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結計算書類（連結注記表）１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（４）会計方針に関する事項 ５重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（6）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した該当金額

投資有価証券（非上場株式）　286,063千円

（2）識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2．会計上の見積りに関する注記　投資有価証券の評価」に記載した内容と同一であります。

関係会社株式の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した該当金額

関係会社株式　3,100,188千円

（2）識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①　算出方法

関係会社株式のうち市場価格のない株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該関係会社株式の評価に当たっては、実質価額が著しく低下したときに減損処理を行いますが、回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、関係会社の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

②　主要な仮定

関係会社株式の評価における主要な仮定は、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　118,894千円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は以下のとおりであります。

金銭債権

短期金銭債権　1,808千円

金銭債務

短期金銭債務　6,582千円

（3）保証債務　553,585千円

連結子会社におけるJOIN(海外交通・都市開発事業支援機構)からの借入金に対して、債務保証を行っております。

4．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高は以下のとおりであります。

売上高	6,469千円
仕入高	228〃
販売費及び一般管理費	47,484〃
営業取引以外の取引高	
営業外収益	115千円
特別損失	334,621〃

5．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産の発生の主な原因

未払事業税	12,291千円
貸倒引当金	321,783〃
一括償却資産	3,584〃
繰延資産	1,196〃
投資有価証券	157,930〃
その他	55,473〃
繰延税金資産小計	552,259〃
評価性引当額	△546,035〃
繰延税金資産合計	6,224〃

（2）繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	2,018千円
繰延税金負債合計	2,018〃
繰延税金資産純額	4,205〃

6．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役員 主要株主	徳重　徹	（被所有） 直接14.43%	当社 代表取締役	新株予約権の付与	29,745	新株予約権	29,816

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1 新株予約権の権利付与は、2024年６月14日開催の取締役会決議に基づき付与された第17回有償新株予約権について記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利付与時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

子会社等

種　類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 （千円）	科　目	期末残高 （千円）
子会社	Terra Global 株式会社	（所有） 直接51.00%	子会社	資金の貸付	396,790	関係会社 長期貸付金	1,356,889
子会社	PT. Terra Drone Indonesia	（所有） 直接99.99%	子会社	物品の販売	4,463	関係会社債権	—
				立替金の請求	1,226	関係会社債権	—
				役務の受領	18,934	関係会社債務	29
				立替金の支払	6,184	関係会社債務	5,787
				増資	600,000	関係会社株式	1,414,698
子会社	Terra Drone Agri SDN. BHD.	（所有） 直接100.0%	子会社	立替金の請求	48	関係会社債権	—
				立替金の支払	120	関係会社債務	—
				増資	100,000	関係会社株式	201,805
子会社	Terra Inspectioneering B.V.	（所有） 直接100.0%	子会社	物品の販売	2,005	関係会社債権	1,808
				立替金の支払	304	関係会社債務	—
				増資	16,324	関係会社株式	309,469
子会社	Unifly NV	（所有） 直接8.46% 間接42.54%	子会社	役務の受領	28,778	関係会社債務	765
				立替金の支払	7,271		
子会社	Terra Drone Arabia for Drones	（所有） 直接100.0%	子会社	立替金の請求	292	関係会社債権	—
				立替金の支払	328	関係会社債務	—
				資金の貸付	30,000	関係会社 短期貸付金	30,000
				増資	105,889	関係会社株式	144,669

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２価格その他の取引条件は、毎期価格交渉のうえ、一般取引先と同様に決定しております。

３資金の貸付については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

４子会社Terra Global株式会社への関係会社長期貸付金に対し、合計1,009,140千円の貸倒引当金を計上しております。また当連結会計年度において合計334,621千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

7．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 5重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産　800円46銭

（2）1株当たり当期純損失　58円50銭

（注）当社は2024年7月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年３月26日

Terra Drone株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　豊泉　匡範

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　覚

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TerraDrone株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TerraDrone株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年３月26日

Terra Drone株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　豊泉　匡範

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　覚

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TerraDrone株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年2月１日から2025年1月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて本社において関係会社の管理を分掌している使用人等から子会社事業についての報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月27日

Terra Drone株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） **児 島 和 子** 印

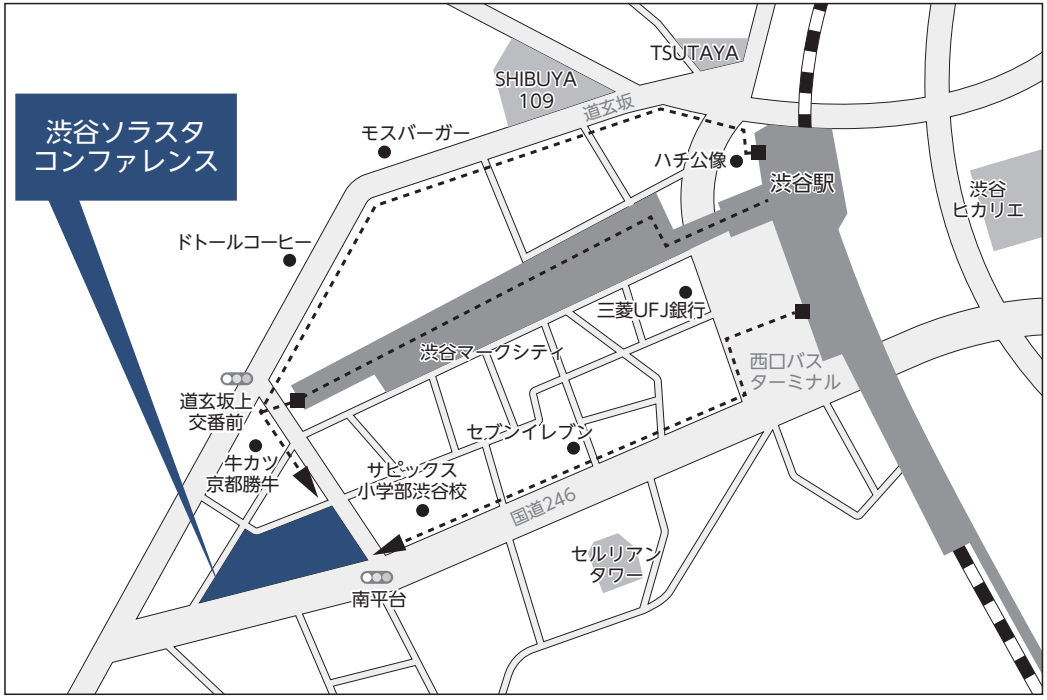
監査役（社外監査役） **遠 藤 康 彦** 印

監査役（社外監査役） **徳 本 尚 子** 印

以 上

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号 渋谷ソラスタ４階
渋谷ソラスタコンファレンス ４Ｄ



アクセス　●JR各線　「渋谷」駅 西口 徒歩６分
※渋谷マークシティ出口より徒歩２分
●京王井の頭線　「神泉」駅 徒歩４分

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性がございます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。